

【返戻金制度】

採用予定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する自由により解雇された場合、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

入社辞退、退職、解雇が

入社後 1 ヶ月未満の場合	報酬の 100%
入社後 1 ヶ月以上、3 ヶ月未満の場合	報酬の 50%
入社後 3 ヶ月以上、6 ヶ月未満の場合	報酬の 20%

※但し、採用決定者に対する労働条件が雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこのかぎりではない。